

感震ブレーカー設置事業 補助金制度のご案内

感震ブレーカーとは？

地震の際における出火原因の半数以上は、電気に起因すると言われています。安城市では、地震による通電火災から「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、その設置費用の一部を助成します。

『感震ブレーカー』とは、あらかじめ設定された震度以上の揺れがあった場合に、自動的に電気の供給を遮断するものです。

各家庭に設置することで通電火災による出火を防止し、他の建物への延焼を防ぐことで、地震による火災の被害を軽減する効果が期待されます。

対象製品

分電盤タイプ（内蔵型または増設型）のもの

＊一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するものに限りま

※詳しくは、電気工事業者にお問い合わせ下さい



内蔵型



増設型

対象者、補助及び上限額

＊市税を滞納していない人で、以下のとおり

対象者	対象者への補助金上限額
・安城市に住宅を所有する個人 ・安城市に住宅を新築しようとする個人	感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用 上限額：1万円

注意点

※補助金額：1,000円未満切捨

・必ず申請後、市から交付決定通知書を受けてから着工してください。

・予算の範囲内で先着順に受付をします。申請金額が予算に達し次第受付を終了します。

・補助金を受けられるのは1対象者につき1回限りです。

・実績報告書等の提出は3月20日までに提出いただく必要があるため、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

※補助金申請の手続きの流れについては裏面をご覧ください

<申請・問合せ先>

安城市役所危機管理課地域防災係 電話：71-2220（直通）

補助金申請手続きの流れ

※必ず申請後、市から交付決定通知書を受けてから着工してください。

①補助対象の確認

補助対象者であるか、受付できるかの確認を致しますので、1度危機管理課へお電話ください。

②設置器具・工事費用決定

電気工事業者へ相談し、設置する感震ブレーカーとその費用を決めてください。

③申請

必要書類を危機管理課の窓口にご提出ください。
申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロード
できます。

【申請に必要な書類】

- 補助金交付申請書
- 賦課徴収資料の閲覧承諾書
- 対象製品であることが分かるカタログ

危機管理課

先着順に交付申請書を受付け、補助対象であることを確認できた方に、交付決定通知、実績報告書
補助金交付請求書を同封し1週間以内に郵送いたします。

④器具購入・設置工事

設置前（新築時設置は不要）・設置後の写真を撮影してください。
設置費用の領収書の原本を受領してください（新築時設置は不要）。

⑤実績報告、補助金交付請求

必要書類を危機管理課窓口にご提出ください。
提出期限は、工事完了後30日以内又は3月20日
までのいずれか早い日となりますのでご注意ください。

【報告に必要な書類】

- 実績報告書
- ※裏面に領収書の原本、設置前・設置後
の写真を添付してください
- 補助金交付請求書

危機管理課

実績報告書の内容を確認し、適切と認める場合は補助金交付請求書を受取り、請求書に記載
された指定口座に1ヶ月以内に補助金を振り込みます。